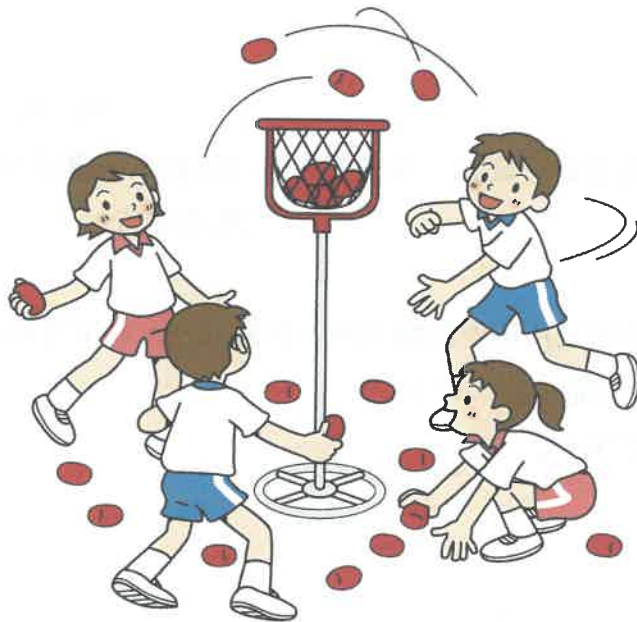




平成 31 (令和元) 年度

鳥取県青少年育成アドバイザー協議会

総 会



日 時 : 令和元年 5 月 26 日 (日)
14 : 00 ~ 17 : 00

会 場 : 県立倉吉体育文化会館

次 第

1 開会

2 会長あいさつ

3 来賓あいさつ

4 議長選出（副会長）

5 報告事項

（1）全日本アドバイザー連合会・中四国アド[®]の状況等について（会長）

（2）県民会議の状況等について（副会長）

（3）その他

6 議案審議

14：30（途中休憩）

（1）平成30年度活動の総括・事業報告並びに収支決算について

（監査報告）

（2）平成31（令和元）年度活動方針・事業計画・収支予算（案）について

・入門コースの開設について

（3）規約改正について

（4）役員改選

（5）その他

7 議長解任

16：45

8 その他

9 閉会

17：00

10 懇親会

17：30

17：30 倉吉駅前 かば 会費 4,000 円



第1号議案 平成30年度運動の総括及び事業報告（案）について

はじめに

30年度は、我ら全日本アド連が目指す基本目標を確認し、それに向かって前進する為、青少年問題の現状とその背景を考察したうえで、29年度同様に重点運動4点を継続して推進することを決定した。

第1、組織を強化して、情報を共有し、実践力を高めることについては、3つの専門委員会の目標を明確にして、その実践に努めた。特に、後継者養成委員会では、アド養成講座のテキストとして、また会員必携の書として、「子ども若者と共に」の冊子を今井財団の支援を受けて作成。所属の各県に130冊の配布を行い、活用する事ができたことは、歴史に残る事業として特筆できる。また、総務委員会では会員の位置づけ、会費の値上げ、個人情報の取り扱い、運営細則などの規約を改正して新年度をスタートし、活動状況の調査を行った為これに対応。実施可能な組織へは地方議会に対して、基本法制定要望を陳情書の提出の要請があり、会長県である鳥取県を中心に対応した。広報委員会では、香川・清水の両氏が中心となって、ネットの活用により、連携を緊密に取り合い、各組織の活動や活動事例集作成の為の情報を収集するなど、活発な活動ができた年であったと云える。

以下、方針に沿って、一年間の運動を簡単に総括する。

1 青少年育成の基本目標について

我々の生みの親である青少年育成国民会議の結成宣言が、われらの目指す育成運動の普遍的な目標であることを再確認した。この目標に向かって運動を進めることが、我らの青少年育成運動であり、今後も、ブロックや県の総会・研修会で全会員に徹底していく必要がある。

2 現状の認識と課題について

(1) 青少年を取り巻く社会の現状について

社会を写す鏡が青少年であることを認識し、この現状の中に憂慮すべき青少年問題を生み出す根本的要因があることから、今後とも社会の現状や変化を注意深く見つめ、青少年に与える影響を考え、適切に対応していく必要がある。

(2) 青少年の現状

この社会の影響を受けて、青少年においても、親子関係の希薄化、規範意識の低下、社会性の未熟（人間関係づくり能力の低下～コミュニケーション能力の低下）、問題行動の多様化、虐待や携帯ネット被害の増加、ニート・引きこもりなど自立できない若者など様々な問題が生じ、幼い命が奪われたり、いじめを原因に、自ら命を絶つ青少年もあり、憂慮すべき傾向が見られており、我々が取り組むべき課題はいやがうえにも大きく、これらの青少年問題を共有し、力を合わせて解消に努めることが、我々の育成運動の原点となる。

(3) 組織の現状

各県アド協で独自の養成講座（入門講座）を実施し、県民会議や関係団体の支援によって、アドバイザー組織の無い府県からの全日本アド連の養成講座（認定講座）への参加も増えてきた。その為、新しいアドバイザーが増えて活力を生み出しつつあり、これらの組織化が重要となってきた。

総会時に各県の総会資料を提供していただき、各県の活動状況把握に努めた。

しかし、組織的な活動が弱い所も生じており、今後は、ブロックや隣県との交流を更に深めて、全国や隣県の同志と共に歩むことの重要性や楽しさを感じていただくことが大切である。

(4) 青少年育成運動の経過

新しい運動として「子どもが伸びるチャンスを活かす」運動を提唱・推進してきた。スローガンとしては少しずつ周知できてきているが、内容が定着せず、呼びかけだけに終わっている。各県民会議とも連帯して、国民的運動として、推進できるよう、共通の運動テーマに確立していく必要がある。

特に、各都道府県のアド連が市町村民会議の諸活動見直しも含めて、積極的に参画して提唱・推進していく必要があり、今後も、継続した我らの課題とする。

(5) 青少年育成アドバイザーの役割

毎年、この運動方針で明確に示して、周知に努めてきたが、育成運動が幅広く、奥深いものであるだけに、明確に伝わっていないのが現状であり、出来る限り分かり易く、会員に徹底し、それによって周囲に理解される運動に成長させていかなければならない。

(6) 青少年育成アドバイザーの養成

国民会議が無くなって、養成講座を本会独自で実施することを決定し、27年度から各県で入門講座を開始しているが、まだ実施できていない県もあり、今後の課題である。全日本の養成講座では、29年度までに6回実施。163名（内愛媛11・広島6・鳥取4）の方々を認定しており、その活躍を期待している。30年度（新7期）は、昨年に続きゆめ基金の助成を受けることができ、新期23名（島根3・愛媛2・広島1・山

口1・鳥取1)。他に既アド認定者23名（内広島2・鳥取2・愛媛3）が受講され、現在認定申請レポートを受付中である。

また、テキスト作成委員会を設置して、今井財団からの助成を受けて、「子ども若者と共に」と題する、アド必携の書であり、養成講座テキストとして活用する本を刊行し中四国ブロックで130冊を配布したことは歴史に残る事業として特筆できる。今後はこの活用に努め、各県で入門講座や通信講座を実施し、益々多くの仲間を増やしていくことが課題である。

(7) 子ども・若者育成支援推進法との関係

内閣府が開催する中央研修や中四国ブロック研修に積極的に参加してその理解に努めた他、全日本の養成講座で引きこもり等支援を必要とする子ども・若者に対する「地域活動の支援」や「居場所づくり」の具体的方策について研究・討議を行い、我々の運動のあり方について検討した。

また、この支援法の上位に位置する形で青少年育成の基本理念を盛り込んだ「青少年健全育成基本法」の制定について、鳥取県を中心に地方議会への陳情も試みた。今後も、制定に向けた要望を強化していく必要がある。

3 重点運動方針に関する総括について

4つの重点方針を定めて取り組んだ。

(1) 組織を強化して、情報を共有し、実践力を高めることについて

1) 自分自身の活動を見直すことについて

- ① 自分にとってアドバイザーとはどのような存在なのか、を自らに問い直す作業は目に見えておらず、「自分はこのままで良いか」との問いかけは、養成講座のみに終わっている。自分の中に占めるアドの位置がどの程度上がってきているのか、アド共通の名刺活用等の実態を調査することも一つの目安となろう。今後の啓発が必要である。
- ② 所属する都道府県アドの現状を見つめ直すことについては、ブロックの総会に各県の総会資料を持参して頂き配布して、その様子を交換し合った。また、各県一強調運動の推進については把握ができなかった。チャンスを活かす運動と、基本法制定要望運動については、その取り組み状況を総務委員会が調査したので、それに回答し、その結果が報告された。（報告書は別紙添付のとおり）
- ③ ブロック研修会で活動事例の発表機会を設定することについては、山口大会には講義を始め、会員の活動事例を発表し、研修と啓発に努めたほか、活動事例集作成の準備に繋ぐことができた。今後も継続する必要がある。

- ④ 情報をより多く発信・収集するためのネット活用については、ホームページやフェイスブックの活用を促進し、アドグループメールの登録会員を増やし、相当促進できた。今後もブロック内の会員拡大と情報提供・活用が期待される

2) 事務局体制を拡充して情報網の強化を図ることについて

ネット活用による日常的な情報の交流は進んできたが、事務局会議は開催できなかった。

- ① 各委員会に設置した事務担当が、委員会の内容を把握・記録して議事録作成や委員会活動の充実に努め、広報担当に情報提供を行った。今後はブロック内の事務局長が連携強化方策を検討することが課題である。
- ② 各ブロック事務局長は、ブロック内の都道府県事務局と連携を密にして、状況把握をし、全日本事務局や広報担当に情報提供することとしたが、清水事務局長の働きにより HP やアド連だよりに掲載することができ。しかし事務局の無いブロックがあり、今後の課題である。
- ③ 各委員会事務担当・各ブロック事務局長との事務局会議を開催する時間が取れず、理事会・専門委員会と合同の会議となったが、全日本アドが一体となって、総会決定による業務の遂行を行うことに繋がったといえる。

3) 各専門委員会を活性化し、行動指針を作成し、その実践に努めることについて

全日本アド連の状況は以下、中四国ブロック独自の具体的な取り組みが見えない。

【全日本】

(総務委員会)

- ① 「子どもが伸びるチャンスを活かそう」運動調査を行ったがスローガンに終わる。
- ② 市町村民会議等にアドの果たす役割について具体的な検討に至らず。
- ③ 法人化に関する課題については、設立に向かって検討委員会を設置する。
- ④ 基本法制定要望については、第4の重点方針で報告。

(後継者養成委員会)

- ① 入門講座開催県は隣県の仲間や県民会議等へも周知して参加者を増やすことに努めた。しかし、隣県に呼びかけしていない組織もあり、今後も継続した啓発が必要。
- ② 今井財団から100万円の助成金を受けて、テキスト作成委員会を設置し作成(おり)各ブロックに必要部数(中四国ブロックは130冊)を配布。今後の活用期待。
- ③ 通信講座の実施方法の検討中。
- ④ 新第7期、全日本アドバイザー養成講座の実施。
ゆめ基金の補助を受けて、平成31年2月22~24日。オリンピック記念青少年総合センターで開催。新規23名。既アド23名計46名の参加。刊行したテキストを販売・活用して成功裡に終了。
- ⑤ 未加入組織や有資格会員の加入促進方策の検討は、組織対策担当の委員会設置。

(広報委員会)

ホームページ、フェイスブック、グループメール、Eメールなどを積極的に活用し情報の交流を活発にして周知徹底し、更に活動事例の収集を行った。

- ① 各ブロック及び各県から情報収集してHPやFBに公開したが、まだ不十分。
- ② 啓発資料（活動事例集）今井財団に申請。50万円の交付決定となった。
- ③ 広報委員会の清水事務担当の尽力により、アド連だよりを発刊し、HPに掲載。
- ④ HPにリンクする関係諸団体を拡充し、連帯団体を増やすことは、来年度の課題。
- ⑤ アド養成講座の新規受講者に「ありがとう100回運動」グッズを配布して啓発。

(2) 「子どもが伸びるチャンスを活かす」運動の推進について

運動の趣旨や要旨は、HPにも掲載して、推進を啓発したが、具体的にどのように推進できたかを、総務委員会で調査を実施し、回答も少なく実践事例も少ない。

更に、推進方法や実施組織・場所など中四国ブロックにおいても、更なる工夫が必要。

(3) 各都道府県・市町村民会議等の青少年育成運動に参画し活性化を図ることについて。

【鳥取県】

1) 市町村民会議に参画し、運動の見直しと活性化を図ることについて

- ① 県内では、各会員が、市町村民会議に参画し、子ども会リーダー研修の在り方や中高生の育成について提言し、高校生が行事に参画する場面も見られる市町村もでてきた。
- ② 市町村民会議の運動に「子どもが伸びるチャンスを活かす運動」の提唱・推進してきた中、「中学校区心豊かな子どもを育てる会」等の中で挨拶・見守りや不適應になっている子どもへの対応を協議し実践をしているところもある。また、地域の中高校生の活躍の場を与えているところも見られたりした。
- ③ 「ありがとう一日100回運動」の提唱と実践については、「のぼり旗」やシール・缶バッジを活用して啓発した。「ありがとう」運動の重要性は理解が進んできており、手ごたえを感じているが、アド会員の実践をはじめ、その成果や評価の方策を検討する必要がある。
- ⑤ 市町村民会議の活性化方策については、会員の中での情報交換が不足している。

2) 都道府県民会議にアド連（協）として参画し、連携を強化して、見直しと活性化を図ることについて

- ① 先ず、全日本アド連の総会資料を持参・送付して、理解と協力をお願いし、連携を深めることに努めた。HPに相互にリンクできることが望ましいと考えたが、今後の課題となった。全国県民会議との協議が解決の糸口になるかも知れない。
- ② 県民会議の諸事業に参画し、組織・活動の現状を把握し、課題を見つけることとし、

積極的に参加してきた。少年の主張の審査員、マナーアップ運動、県民大会等に参画し、鳥取県の青少年育成に少なからず貢献していると思われる。

また、県民会議の青少年育成推進指導員と県庁との共催の研修会を実施し、会員の清水氏に講演をいただき、これからの青少年育成に多くの示唆を与えた。

- ③ 「子どもが伸びるチャンスを活かす運動」「ありがとう一日100回運動」の提唱と実践については、中・高校生の活躍の場づくりや「子育て10カ条」の項目の一つに入れ、小中学校全家庭・公民館等へ配布・啓発を行っている町もある。

(4) 青少年健全育成基本法の制定運動を強化し、関係団体との連携を図ることについて

1) 独自の運動を強化・継続することについて

- ① 都道府県・市区町村議会へ「青少年健全育成基本法制定を求める意見書の提出」の陳情を行うことについては、鳥取県議会・鳥取市議会・鳥取県江府町・議会の採択があり、意見書を衆参国会議長と関係大臣へ要望書が提出された。意見書提出に関する陳情書の提出は、倉吉市議会などへ提出しているが継続審査となっている。湯梨浜町議会では残念ながら「具体的な内容が明示されていない。法の制定により、子どもの自由が束縛される恐れがある」との理由で不採択となった。今後とも、より多くの市町村で取り組むことが、基本法制定に繋がるため、奮起を期待する。

2) 全国県民会議等連合会との連携を強化することについて

- ① 総会に山本会長が出席して、全日本アド連との連携強化等働きかけを行った。

3) 関係する他団体との連携を図り、共同して運動の推進を図ることについて

- ① 全国教育問題協議会全国大会に山本会長が参加し基本法の制定要望運動を提案。
- ② 「青少年育成のまち協議会」の設立（福留強先生中心）参画することを検討。

4. 地域育成課題の取り組みと運動の継続について

青少年健全育成をするために各地域で様々な問題や課題があり、青少年育成に携わる広範な関係者と連携して引き続き強力に取り組んだ。

(1) 隣のおじさんおばさん運動について

この運動は、「あいさつ、声掛け、見守り」など育成運動の当初から日常活動として取り組んでおり、アド運動の基本活動であることから、日々殆どのアドが実践していることであり、今後も継続して実践していく。

(2) 子ども・若者の居場所づくりについて

近年、不登校や引きこもりにより、外出することの苦手な子ども等が増えていることから、この人たちを対象にした安心できる居場所づくりが必要となっている。その為、子ども食堂や、NPO法人を立ち上げるアド仲間が増えてきている。今後も青少年

育成の重要な運動の一つとして、拡げていく必要がある。

特に、会員の中には、子ども食堂を開設し成果をあげつつある。

また、少年院の子どもとの触れ合いの中で、ともにこれからの人生について示唆をしている会員もある。

(3) ケータイ・スマホのネット被害から子どもを守る運動について

毎回、アド養成講座の重要なテーマとして、その重要性・必要性を学び、グループワークで啓発方法を研究協議している。また、全国では広報委員長である峠さんを中心に、紙芝居による啓発を進め、ブロックや各県アド研修会に出かけて公演指導し、紙芝居づくりを含めて啓発に努めている。

県内の「ケータイインターネット推進員」として、各地で講演活動を通し、子どもを守る活動をしている会員もある。

5、事業報告

1) 県関係会議・研修会の開催（別紙参照）

2) 中国ブロック会議・研究大会の開催

①総会の開催

期日 平成30年6月9日（土） 場所 岡山市 岡西公民館 石井分館

②役員会の開催（年2回）

第1回 平成30年4月26日（木） 岡山市 岡西公民館石井分館

第2回 期日 平成30年9月28日（金）

③山口研究大会の開催

平成30年9月28～29日（金・土）・「ルルサス防府2F」

参加者36名（広島8・岡山1・鳥取4・愛媛5・高知6・山口8・愛知1）

3) 全日本アド連会議・事業への参加

①総会ならびに研究大会

期日 平成30年6月24（日）～25日（月） 宮城県松島町「パルス松洲」

参加者64名。（内広島5・鳥取2・愛媛2・岡山1）

②理事会の開催～年4回開催～4回とも専門委員会・事務局合同会議として開催
専門委員会の開催～総会・理事会・役員会に合わせて3つの委員会を開催。

③事務局会議の開催～理事会・役員会に併せて開催。

④テキスト作成委員会・編集委員会の開催（詳細は後継者養成委員会報告のとおり）

30,4/4、5/23-24、7/30、8/24、10/2 計4回 オリセンにて開催

4) 広報・啓発活動と組織網の活用について

（広報委員会香川副委員長、清水事務担当が中心的な役割を果たした。）

① 会員バッチと名刺・「ありがとう」運動缶バッチ・シール・のぼり旗の活用

会員意識向上のため、全日本・各ブロック・各県の総会時や研修会に着用と購入啓発

に努めた。徐々にではあるが、活用が進んできているが、まだまだ、徹底してきたとは言えない。今後とも、会員自身が自覚と誇りをもって着用・活用するよう啓発・奨励をする必要がある。

② 「全日本アド連たより」の発行について

予定どおり年3回発行。メール配信できない組織については、庶務担当（山本会長）がカラーコピーをして郵送した。

第16号～4/15 第17号～9/1 第18号～31年1/1

③ 全日本アド連ホームページ・グループメール・フェイスブックなどの活用について
ホームページの更新に努めた他、グループメールの登録者の増大や新しくフェイスブックを開設して、活動を紹介するなど、昨年度以上に情報発信ができた。これらの情報を見ない会員への啓発や情報提供が課題である。

④ 情報網の整備と活用について

総会参加者には組織表を渡し、欠席県には総会資料と共に送付して活用を図った。特に、Eメールは文書等が添付送付でき、郵送料の軽減と共にスピード感をもって提供できた。今後は隣県の総会・研修会などの周知をはじめ、更なる情報交流に努める必要がある。これにより、ホームページほか、様々な方法での広報・啓発活動が進み、組織の活性化に繋げる事が可能になる。

ただ、各県の会員名簿を作成し、ブロック・各県・各会員との情報交流を緊密にすることについては、取り組みができず、次年度の課題としたい。

⑤ 啓発パンフレットの活用を図り、活動事例集作成を検討することについて

新しく作成したパンフレットを全組織に送付して、活用を図った。更に、活動事例集、（16県から45件の事例）は、31年度事業では、作成委員会を組織しまとめる。

5) 後継者養成講座の開催について

① 入門講座は昨年遺引き続いて、昨年同様に各道府県で開催した。東京アド会も江戸川区で開催。都内の別の区や隣県（埼玉県）からの参加もあり、盛会裏に終了。

また、入門講座でのテキスト活用がどの程度行われたかは、把握できていない。

② 新7期全日本アドバイザー養成講座を計画どおり開催。

宮城大会時点で講座の日程、内容を公表して周知し、ゆめ基金の助成、全国県民会議連合会の協力を頂いて次のとおり実施した。

と き 平成31年2月22・23・24日

ところ 国立オリンピック記念青少年総合センター

参加費 17,000円。北海道から沖縄までの参加を頂き、新規受講者23名（内島根3・愛媛2・山口1・広島1・鳥取1）。既アド受講者23名（内愛媛3・広島2・鳥取2）。合計46名となった。昨年度（新規43名・既アド22名。計65名）より19名の減となったが、多くの大学教授ほか専門の先生を講師に充実した講座を実施することができた。

(詳細は別紙、後継者養成委員会報告のとおり)

長年講師をお願いしていた久田邦明先生が昨年秋他界され、お招きすることができなかつた。ご冥福をお祈りします。

③認定審査委員会の開催

と き 平成31年4月14日

ところ 国立オリンピック記念青少年総合センター

6) 青少年健全育成基本法の制定要求運動の継続について

8月25日～全国教育問題協議会の全国大会に会長が出席し、山本事務局長と面談。時間が短かつた為具体的な取り組みについての協議はできなかつたが、今後繋ぐことができた

- ・可能な都道府県アド協は、都道府県・市区町村議会への「基本法制定要望書提出を求める陳情書の提出」を行うことについては、重点方針の活動総括に記載の通りである。
- ・各都道府県アド連は、所属都道府県選出の衆参国會議員に要望書やハガキを持参又は郵送することについては、**実施の報告を受けていない。**

7) 各県・ブロック研修会への講師・指導者の派遣

7月1日 アド東京会、江戸川区にてアド入門講座開催～山本会長参加

9月7日 近畿ブロック研修会、京都市内にて開催～山本会長参加

9月28日 中四国ブロック研修会、山口県防府市にて開催～山本会長参加

1月27日 兵庫県アド入門講座～神戸市にて開催～山本会長、峠広報委員長参加

8) 表彰を行う

- ①本会の会長表彰については、宮城大会で8名(内4名出席)に表彰状を授与した。
- ②(社)日本善行会の個人表彰令和元年5月18日(土)明治神宮で表彰式

9) アドバイザーを支援する有識者会議の開催について

有識者会議としての開催はできなかつたが、通信教育のためのテキスト作成や、アド運動活性化のための活動事例集の作成を行うため萩原元昭、福留強の両先生に出席いただき、本会運動の推進についてご意見を頂くことができた。これによりアド必携の書「子ども若者と共に」が刊行でき、事例集作成の準備を進めることができた。

10) 内閣府など関係機関事業への積極的参加について

内閣府主催の次の会議に参加を奨励し、研修に励んだ。

①中央研修会への参加

11月26・27日 国立オリンピック記念青少年総合センター

②各ブロック研修会への参加

・中国・四国ブロック研修会 10月5日(金) 島根県民会館

③その他、関係事業への参加

- ・青年リーダー研修会 平成31年1月 オリセン
- ・内閣府青少年問題研修会～10月9日 山本会長・配島東京事務局長が参加。

11) その他

平成30年度 会長行動報告

(全日本アド連関係)

4月14～15日 アド認定審査会～オリセン会議室。33名認定

5月23～24日～テキスト作成委員会～オリセン

6月23～25日～第2回理事会(

7月1日～アド東京会入門講座～東京江戸川区

7月30日～テキスト作成委員会～オリセン

7月31日～日本善行会表彰候補者推薦～

8月24日～テキスト作成委員会～オリセン

8月25日～全国教育問題協議会全国大会参加

8月26日～日本善行会、特別表彰候補の推薦依頼文書発送

9月7日～近畿ブロック研修会～京都市内

10月5日～内閣府中四国ブロック研修会(松江市)。

10月9日～内閣府青少年問題研修会

10月11日～テキスト刊行(1,000部)

11月1日～今井財団へ「活動事例集」作成補助を申請

11月6日～埼玉県富士見市高野アド三徳山来訪の為面談

12月7日～日本善行会へ3名の推薦状提出

1月27日～兵庫県アド入門講座 講義

2月22～24日 新第7期アド養成講座～オリセン

2月23日～第4回理事会・委員会・事務局合同会議～

(中四国ブロック関係)

4月26日～中四国アド連役員会～岡山市

6月9日～中四国アド連総会(岡山市)

9月28～29日～中四国アド連研究集会(山口県防府市)

9月28日～中四国アド連役員会～徳島グランドホテル偕楽園

平成30年度鳥取県青少年育成アドバイザー協議会 事業実績報告

事業名	実施時期	実施場所	事業内容
○役員会・監査会	5/5 (日)	倉吉体育文化会館	平成30年度総会について
○総会	5/27 (日)	倉吉市上井公民館	平成29年度事業報告・決算 平成30年度事業計画・予算
○青少年育成県民会議 総会	5/24 (木)	とりぎん文化会館	平成29年度事業報告・決算 平成30年度事業計画・予算
■中四国青少年育成ア ドバイザー連合会総会	6/9 (土)	岡山市	平成29年度事業報告・決算 平成30年度事業計画・予算 (4名)
△全国青少年育成アド バイザー連合会総会	6/24 (日) ～25 (月)	宮城県松島町	総会と研修会 (2名)
○第1回研修会	8月25 (土) ～26 (日)	岩美町	講演「子ども食堂を開設して」 ・講師 西浦代表
■中四国青少年育成ア ドバイザー研究集会	9/28 (金) ～29 (土)	山口県防府市	実践発表、講演会等 (4名参加)
○第2回研修会 (青少年 育成推進指導員研修会 と合同)	10/16 (火)	倉吉伯耆幸せの郷	講演「人間はね、他人のために生き ているのですか」講師 清水三徳山 皆成院住職 (10名参加)
○第3回研修会	12/16 (日)	県立倉吉体育文化 会館	研修「アドバイザーテキストについ て」 研修「民生児童委員の取り組み」 東・松原アド (9名参加)
○第4回研修会	H31.2/10 (日)	県立倉吉体育文化 会館	
▲全日本アドバイザー 養成講座	2/22 (金) ～24 (日)	東京オリンピック センター	講義・演習 (3名参加)
○アドバイザー通信	随時		会員の意見、研修報告等 76号～79号
○HP更新	随時		
* その他、会長は、中四国・全日本各役員会等に出席。			

* 記号は以下の通り ○鳥取県 ■中四国 △全日本

平成30年度 鳥取県青少年育成アドバイザー協議会 決算書

収入の部

単位:円

科目	H30年度予算額	H30年度決算額	増減額	備考
繰越金	29,516	29,516	0	
会費	42,000	33,000	△9,000	11名× 3,000円
助成金	45,000	45,000	0	
雑収入	0	3,000	3,000	万木さん29年度会費
計	116,516	110,516	△6,000	

支出の部

単位:円

科目	H30年度予算額	H30年度決算額	増減額	備考
謝金	10,000	10,000	0	講師2名分
旅費	60,000	40,000	△20,000	計8名の研修旅費
庁費 小計	25,000	20,500	△ 4,500	
消耗品費	0	0	0	
印刷製本費	5,000	3,420	△1,580	「アドバイザー通信」76,77,78,79号
通信運搬費	5,000	6,549	1,549	「アドバイザー通信」送料
借料損料	10,000	7,100	△2,900	例会会場費
会議費	5,000	3,431	△1,569	例会お茶代
負担金	13,000	15,000	2,000	全日本アドバイザー会 中・四国アドバイザー会・県民会議
予備費	8,516	5,000	△3,516	会員伊藤氏香典
計	116,516	90,500	△26,016	

収入総額 110,516 円

支出総額 90,500 円

残金 20,016 円

* 残金はH31年度に繰越します

会 計 監 査 報 告 書

平成 30 年度鳥取県青少年育成アドバイザー協議会の会計監査について下記の
とおり報告します。

記

監査年月日 平成 31 年 4 月 29 日 (月)

監査場所 県立倉吉体育文化会館

監査結果

平成 30 年度鳥取県青少年育成アドバイザー協議会の会計を監査
した結果、証票、諸帳簿、通帳等、整理されており、決算書のと
おり間違いのないことをご報告いたします。

平成 31 年 4 月 29 日

監査委員

井上廉女 (井上)

監査委員

西上洋治 (西上)

鳥取県青少年育成アドバイザー協議会
会 長 山 本 邦 彦 様

第2号議案 平成31（令和元）年度運動方針及び事業計画（案）について

はじめに

青少年育成国民会議が解散して10年が経過し、全日本アド連も結成23年を迎えた。我ら自身、自らの力で立ち、力強く前進していかなければならない。

特に本年は、平成天皇が生前退位され、新しい天皇が即位され年号も「令和」となった。新しい時代の幕開けの年である。折しも本会の執行体制も新しく改選されて、新しい日本を創り上げていく原動力である青少年の育成運動も、新しく創造する時代となった。

昨年度は念願であった、養成講座に必要なテキストも完成し、今年度は全国で活躍する我ら同志アドバイザーの活動報告書を作成することになっている

これらを有効に活用して、より一層仲間を増やし、運動の目指すところを明確にして、組織の活性化を図るスタートの年とするに相応しい時を迎えている。

永年積み重ねてきた運動を振り返り、組織と運動の進展状況を把握しながら、青少年の現状と課題を明らかにし、私達の役割を再確認して、より一層「志」と行動力を結集して切磋琢磨しなければならない。

自信と誇りをもって、新たな育成運動を展開するため、この運動方針と事業計画を定めるものとする。

1、青少年育成運動の基本目標

青少年は日本の希望である。日本の明日をにない、世界の将来を築くものは青少年である。青少年が健康な身体をもとに、広い視野と正しい見識を培い、豊かな情操と高い徳性を磨き、その能力を十分に発揮し、有為の人として成長することは青少年自身の誇るべき課題であるとともに、国家、国民の大きな責任である。

- 1、 青少年が次代の日本をになうものとしての誇りと責任とを自覚し、その輝かしい未来を自らひらき希望に満ちて生きるよう。
- 2、 親や青少年を指導する立場にあるものはもちろん、一般国民がその姿勢を正すとともに、青少年問題についての関心を高め、積極的に青少年の育成につとめるよう。
- 3、 政府および公共団体の青少年施策の強化を求めると同時に、これに協力して十分にその効果をあげるよう

青少年育成アドバイザーは、この目標に向かって運動することを基本とします。

2、現状の認識と課題

(1) 青少年を取り巻く社会

- ① 経済最優先の競争社会～人間の生き方が経済中心となり、お金が無くても生活できない社会であり、常に緊張して頑張り続けることによって、豊かさを実感できる反面、ストレスや不満が蓄積することになる世界で、当然に勝組と敗組が出ることになる。～常に競争があり、ゆとりの無い非情で過度に疲労することから、社会規範・倫理・人間性喪失とならざるを得ない社会となっています。
- ② 自由・平等・平和を理念とする民主主義社会。～この民主主義社会の実現を追い求めて来たが、その一方で行き過ぎた個人尊重は個人中心となり、時に利己的になる。協働・協力を欠き、共同体社会をこわして、孤立した個人生活中心の社会となっている。～家庭・地域社会・コミュニティーの崩壊した社会となり急速に孤立化が進展しています。
- ③ 国際化・情報化・技術化社会～めざましい発展を遂げつつも、長所と短所が複雑に入り混じった社会となり、様々な青少年問題を深刻化させる、危険性をはらんでいる社会でもあります。外国人労働者や観光客の急増により異文化との共生が求められる社会となっています。
- ④ 少子・高齢化・過疎化（都市集中）・核家族化社会～世界有数の長寿社会となり、より豊かな生活の実現を求めてきたことの表れと云えるが、他面では将来的に活力を失い、少子・高齢化の急速な進展は地方の国力の低下をも生じており幸福追求（国民福祉向上）に逆行する課題山積の社会となっています。

(2) 青少年の現状

急激な社会の変化に伴い、青少年においても、親子関係の希薄化、社会性や人間関係づくりの未熟化、規範意識の低下、問題行動の多様化、発達障害児への理解と対応。そして、いじめや虐待、ネット被害の増加、ニート・引きこもりなど自立できない若者など様々な問題が生じています。幼い命が奪われたり、生きる希望を失って自ら命を絶ったりする青少年もあり、青少年が関係する殺人事件も多発して、憂慮すべき傾向が見られ取り組むべき課題が山積しています。

(3) 青少年育成運動の経過

国民運動の目標を実現するため「伸びよう 伸ばそう 青少年」を合言葉に、家族の絆を強くするための「家庭の日」の制定。「大人が変われば 子どももかわる」をスローガンに一般国民がその襟を正して育成運動に参加する事を提唱。地域のこどもは地域で育てることをめざして「地域のおじさんおばさん運動」を提唱し、「あいさつ・声掛け運動」も推進してきました。各県も青少年を見守る運動の中で「少年を守る店」を指定して非行化防止にも取り組んできました。しかし、この国民運動は消滅してしまい、各都道府県の運動も、大黒柱を失い長年運動を継続する中で、マンネリ化を生じ、掛け声だけに終わっている所も見受けられます。

都道府県や市町村民会議、更に様々な育成団体の現状を把握し、見直しながら、よ

り成果の上がる運動に発展させていかなければなりません。

私達は、基本目標の実現を目指すため「我づくり（人づくり）を積み上げて、**青少年の育成を中心とした町づくり・国づくりを**」のスローガンに、**活力ある地方の創生と共に支え合う共生の国づくり**を進めることが重要な課題であると考えます。

（４）組織の現状

青少年育成アドバイザーは旧（社）青少年育成国民会議が行った通信教育事業の修了者及び全日本アド連養成事業で所定の課程を修了し、本会が認定した者で組織した、青少年育成運動の中核的役割を果たそうとする団体であります。

今日、青少年育成アドバイザーは、調査によると1,300余名の方々が都道府県アドバイザー組織に加入し活動をしているが、多くは青少年育成アドバイザーと言うより他の団体や役職で活動している人が多く、組織的な独自活動が弱いのが現状であります。

しかし、近年各都道府県組織で始めたアド入門講座により、新しい仲間を増やし、**組織の無い府県からも**全日本アドバイザー認定講座に参加して、年々会員が増加しつつあり、**活性化している組織**が増えてきていることも事実であります。

一方、退会を申し出る組織が出たり、認定されていても参加していた団体や立場から退いたり、**会員の高齢化とあいまって**、組織の弱体化や組織の存続が危ぶまれているところもみられます。

養成講座によって仲間を増やす努力と衰退しつつある組織の**復活・支援**が大きな課題であります。

（５）青少年育成アドバイザーの役割

私達は、青少年が社会の一員としての自覚を高め、逞しく生きる力を育てる為、青少年の地域活動を支援すると共に、健全な育成に相応しい社会環境の醸成に努める責務を担っています。その為、絶えず自己研鑽に励み、地域活動に参画し、地域社会に信頼される存在として、育成運動の中核的役割を果たさなければなりません。

その為、本会の基本目標の実現を目指し、運動の重点方針や決定事項の実践に努めるほか、次のとおり役割を担っています。

- ① 「子どもが伸びるチャンスを活かす運動」の提唱・推進を図ること。
- ② 青少年育成県民会議を始め市町村青少年育成組織に参画し運営基盤づくりや青少年育成に関心の高い町づくり・国づくりに力を注ぐこと。
- ③ 青少年育成活動組織にかかわり計画、準備、調整、参加者の募集などの、プログラムの実施に関わること。
- ④ その他、育成課題解決のため行政や関係団体との連携を図ること。

（６）青少年育成アドバイザーの養成

全日本アド連の行う青少年育成アドバイザー養成は本会の根幹にかかわる事業で、認

定・登録されたら各県アド連に加入し、さらに研鑽することを前提して31年2月末までに7回、内閣府や全国青少年育成県民会議連合会や主管アド連の県・教育委員会等の後援をいただき実施してまいりました。その結果30年11月末現在で163名のアドバイザーを認定致しました。第7期の31年2月には23名の新期受講生があり、現在認定に向けた申請を受け付けているところです。

まずは私たちの仲間を増やすため、ブロックや各県での地域課題やアドバイザーとしての基礎的な学習をする機会をつくることを奨励・支援したり、テキストを活用した通信教育によって（仮称）初級アドバイザーの養成に努めたりし、これらによって、各県の会員拡大に努めることが重要です。今後も全日本コースの受講希望者を増大することに努め、後継者の養成を行うことが必要と考えます。

（7）子ども・若者育成支援推進法との関係

また、平成22年4月「子若法」が施行され7月に「子ども若者ビジョン」策定され、平成28年2月には新たな大綱が決定されました。

大綱の改定に伴う内閣府や地方行政の取り組みを見ながら我々もこれに参画していくことが重要です。支援を必要とする子ども・若者に対する「地域活動の支援」や「居場所づくり」にも引き続き力を注ぐ必要があります。

また、この支援法の上位に位置する形で青少年育成の基本理念を盛り込んだ「青少年健全育成基本法」の制定が検討されています。27年度年から、国会議員と一部地方議会、更に関係団体に対して、制定要望活動を行っていますが、より一層取り組みを強化し、地方議会や県民会議等連合会、更に制定を要望する育成団体や青少年団体と連帯を強化しながら、引き続きその成立を目指すための運動を推進します。

3、重点運動方針

青少年問題の現状と課題を踏まえ、社会の一員としての自覚を高め、逞しく生き抜く力を身に付けた青少年を育成する為、昨年に引き続き次の4つを重点運動と定め実践に努めます。

- （1）組織の実態を把握し、強化して、情報を共有し、実践力を高めます。
- （2）「子どもが伸びるチャンスを活かす」運動の奨励・推進を行い、力強く実践します。
- （3）各都道府県・市町村民会議等の青少年育成運動に参画しその活性化を図ります。
- （4）青少年健全育成基本法の制定運動を継続し、関係諸団体との連携を図ります。

ブロック、各県アド共に、この方針の具体的推進を図り、その経過や評価・課題などを報告して、今後の振興方策に役立てます。

〔具体的な内容〕

- （1）組織の実態を把握し、強化して、情報を共有し、実践力を高めます。

1) 自分自身の活動を見直します。

- ① 自分にとってアドバイザーとはどのような存在なのか、自分はアドバイザーとして自分の所属する地域や職業、自分の役職や団体を通じて、何を実践しているのかを見つめ直します。また、周囲に自分がアドであることを理解願う為に、名刺にアド共通の台紙を活用し「青少年育成アドバイザー」を印字して、周知を図ります。(HP パスワードは adomeishi201608)
- ② 所属する都道府県アドの活動は「このままで良いか」との視点で、現状を見つめ直し、運動の活性化に努めます。
 - ・ブロックや県アド協の総会・研修会に招いて、全日本の活動方針や事業計画を理解する。
 - ・総会や研修会の資料や会員名簿を全日本に送付し連携を強化する。
 - ・各県一強調運動の推進～各県アドが最も力を入れる運動を一つ決めます。
- ③ ブロックや県アドの研修会で活動事例の発表機会を設定します。
- ④ 情報をより多く発信・収集するためネットを利用し、ホームページやフェイスブックの活用を促進し、アドグループメールの登録会員を増やします。

2) 事務局間の連携を拡充して、情報交流網の強化を図ります。

組織の要は事務局にあります。ブロックと各県との迅速な連絡と連帯を強化する為、日常的な情報の交流を緊密にすると共に、事務局会議を開催します。

- ①全日本の各委員会に参画し委員会の内容を把握・記録して事務局や広報担当に情報提供します。
- ②ブロック事務局は全日本事務局と連携して、その情報を各県に情報提供します
- ③役員会に併せて事務局会議を開催します。

3) 各専門委員会を活性化し、行動指針を作成し、その実践に努めます。

各委員会の委員はブロック正副会長及び有志が参画します。委員はブロックや各県アドにその様子を報告します。

中四ブロックでも、全日本の各専門委員会に対応する委員会を設置し、その意見を全日本の各委員会に反映させます。

全日本が設置する委員会の所管事項は次の通り。

(総務委員会)

アドバイザーが活発な活動を展開する為の方策を検討し、その結果を理事会に報告して運動方針や事業計画に反映させます。

- ① 行動指針の検討をします。青少年ボランティア活動の進め方
- ② 「子どもが伸びるチャンスを活かそう」運動の徹底と具体的な進め方
- ③ 組織の実態を調査して把握し、活性化に向けた支援内容の検討

- ④ 関係する育成団体との連携の在り方・アドの役割を検討・具体的な参画方法
- ⑤ 「青少年（健全）育成基本法」制定要望運動の推進をします。

（後継者養成委員会）

アドバイザー養成講座を実施し認定審査を行い、後継者を増やして組織の拡充に努めます。

- ① 新第8期、全日本アドバイザー養成講座の募集と実施
- ② 各ブロック・各県で仲間を増やすための、入門講座の開催奨励支援。
入門講座開催県は隣県や県民会議等諸団体へも周知し、参加者の拡大に努めます。
- ③ 入門講座が開催できない組織の為に、通信教育制度を創設し、募集・実施します。
- ④ アドバイザー養成を安定的に継続して行うため、財源と開催会場確保方策の検討。
～ゆめ基金の継続。各県アド養成講座へのゆめ基金の導入の検討

（広報委員会）

認知度が低いといわれる本会の運動（活動・事業）を広報し、育成運動の発展を図る為に、ホームページ、フェイスブック、グループメール、Eメールなどを積極的に活用すると共に、情報の交流を活発にして、周知徹底し、活動事例集を作成します。

- ① 活動事例集作成委員会を設置し、今井財団の援助を受けて刊行します。
- ② アド連だよりを継続して発刊します。
- ③ 各ブロック及び各県アド事務局との連携を緊密にし、HPやFBに公開します。
- ④ HPにリンクする関係諸団体を拡充し、連帯する団体を増やします。
- ⑤ 作成している啓発グッズの販売・活用を促進します。

（法人化検討委員会）

- ① 法人化（NPO、一般法人、財団法人など）に関する課題解決の方策の検討をします。
- ② 活動に必要な財源の確保方策を検討します。

（組織対策委員会）

・眠っている組織やアド会員を起こして運動に更なる活力を加えます。

- ① 組織の実態を調査して把握し、活性化に向けた支援内容を検討します。
- ② 弱体化・衰退組織へのアプローチ
- ③ 未加入組織や有資格会員の加入促進方策の検討をします。
- ④ 各ブロック・都道府県の総会・研修会へ全日本アド連執行部を派遣します。

（2）「子どもが伸びるチャンスを活かす」運動を継続して推進します。

・スローガン～「子どもが伸びるチャンスを活かそう」家庭で・地域で・住んでる町で～子ども達が、家庭・地域・社会の一員としての自覚を高め、進んで役割を見つけて実践

するよう「子どもが主役の家庭・地域・まちづくり」を支援することを、重点とします。
(運動要旨は別紙添付の趣意書のとおり)

ブロック、各県アドは具体的な取り組みを進める中で、経過、評価、課題などを全日本アド連やブロックに報告・連絡し合い、今後の振興方策の立案に役立てます。

①家庭で「子どもと一緒に〇〇しよう」(食事・炊事・掃除・洗濯・入浴・買い物・外出ほか)運動の推進

～これによって、親子関係の希薄化を解消し、基本的な生活習慣の獲得を進めます。

②地域で「子どもの出番をつくろう」(子どもが行事に参画する～自治会・公民館・児童館・神社仏閣・関係諸団体が実施する諸行事)運動の推進

～これによって、人間関係づくり能力や社会規範意識の昂揚に努めます。

③まちで(市区町村)「子どもが輝く機会をつくろう」(子どもの生き活きと頑張る姿が発表でき、それを称賛する機会をつくる)運動の推進

～これによって、子どもたちが自己肯定感を高め、社会の一員としての自信と責任感を培います。

(3) 各都道府県・市町村民会議等の青少年育成運動に積極的に参画し活性化を図ります。

ブロック、各県アドは具体的な取り組みを進める中で、経過、評価、課題などを全日本アド連やブロックに報告・連絡し合い、今後の振興方策の立案に役立てます。

1) 市町村民会議に参画し、運動の見直しと活性化を図ります。

①アド自身が市町村民会議に参画し、組織・活動の現状を把握し、課題を見つけます。

②「子どもが伸びるチャンスを活かす運動」の提唱・推進します。

③「ありがとう一日100回運動」の提唱と実践をします。

④従来からの組織・運動を見直し活性化方策の提案に努めます。

2) 都道府県民会議にアド連(協)として参画し、連携を強化して、見直しと活性化を図ります。

①都道府県民会議の諸事業に参画し、組織・活動の現状を把握し、課題を見つけます。

②「子どもが伸びるチャンスを活かす運動」の提唱・推進します。

③「ありがとう一日100回運動」の提唱と実践をします。

④従来からの組織・運動を見直し、活性化方策を提案します。

(4) 青少年健全育成基本法の制定運動を強化し、関係諸団体との連携を図ります。

青少年の育成は国家的な義務であり責任であると考え、その基本理念と推進方策を立法化して、国並びに地方自治体が大綱や具体的施策を計画化し、国民運動として取り組むことが不可欠であると考え「基本法」の制定運動を進めてきました。今年度も次のとおり、より一層力強く推進していきます。

1) 独自の運動を強化・継続します

- ①国会議員への要望を継続し、その必要性和理解を訴えます。
- ②市区町村議会へ「青少年健全育成基本法制定を求める意見書の提出」の陳情を継続して行い、地方議会の意志として、国へ要望書の提出をお願いします。

2) 関係する他団体との連携を図り、共同して運動の推進を図ります。

4、地域育成課題の取り組みと運動の継続

青少年健全育成をするために各地域で様々な問題や課題があり、青少年育成に携わる広範な関係者と連携して引き続き強力に取り組んでいきます。

(1) 隣のおじさんおばさん運動

「地域の子どもは地域で育てる」で身近な行動は、自分の周りの青少年と親しくなることにあります。そのために挨拶や見守り、良いことをしていたら褒める、悪いことをしていたら叱るといったコミュニケーションを深めていきます。

(2) 子ども・若者の居場所づくり

コミュニケーションの能力の低下が課題となっています。子ども・若者が気持ちを許しあう安心できる場が少なくなり、ニートや引きこもり・不登校、など自宅から外出できない子ども・若者が増えています。ケータイ・スマホ・ゲームなどにはまりこむ傾向もあります。公民館や児童館、青少年センター、古民家や空き商店街等、できるところで気軽に子ども・若者が集える居場所や子ども食堂を考えていきます。

・事例の様子をHPや「アド連だより」で紹介

(3) ケータイ・スマホのネット被害から子どもを守る運動

スマホが高校生から、中学生、小学生へと広まりつつあり、SNSアプリの進化は、いじめ、犯罪被害、依存症などさまざまな問題が顕在化し、その対策が急務となっています。とりわけ買い与える保護者の役割は大きく、保護者がネットの危険を理解し注意、指導、見守りのペアレンタルコントロールの営みを深めていく必要があります。

そのため、ネット社会が青少年に及ぼす影響を啓発し、ペアレンタル・コントロールの必要性を訴えるため、紙芝居で啓発する用具を貸出します。必要があれば指導者を派遣し、開催地のアドと共に実践します。

(連絡先～事務局または、広報委員長～峠 テルコ愛知県アド協会長)

5、事業計画

本会は活動方針のもとに、次の事業により全日本アド連活動を展開します。

1) 会議の開催

①総会

期日 令和元年6月22(土) 場所 広島福山市「ツネイシしまなみビレッジ

②役員会の開催(年2回)

第1回 平成31年4月22・23日(木) 場所 岡山市 岡西公民館石井分館

第2回 期日 令和元年9月7・8日(土・日) 場所 徳島県(研究大会中)

③徳島研究大会の開催 期日 令和元年9月7・8日(土・日) 場所 徳島県

(R元年徳島・2年島根・3年香川・4年鳥取・5年愛媛)

2) 広報・啓発活動と組織網の活用

①会員バッチとロゴマーク入りの名刺の活用

バッチ1,500円。名刺台紙～HPからダウンロード(パスワード adomeishi201608)

又は広報委員会へ申し込む(台紙・印刷代で100枚が1,800円)

②「ありがとう」運動缶バッチ・シールの活用

「ありがとう一日100回運動」を会員自ら実践するため、缶バッチ・シールを頒布し、その自覚と啓発活動を推進します。また、アド事業で啓発して活用します。

シール(小)5枚組 10円。シール(大)1枚100円。缶バッチ1個50円。

③のぼり旗の活用

20周年を記念して作成した、のぼり旗を各県アドの希望に応じて頒布を行います。本会事業ほか各ブロック・県での活動の際に活用して士気高揚と啓発を図ります。(見本はHPに掲載・現物は大会会場掲示～1本3,000円)

④「全日本アド連たより」の投稿と活用

⑤全日本アド連ホームページ・グループメール・フェイスブックなどITの活用

・グループメールの登録者を拡大し、即座に情報の受・発信ができる体制を整えます。

各ブロック及び各県の担当者は下記アドレスに情報・資料を提供します。

・ 峠会長～e-mail: toge@meikou-gifu.jp

・ 香川情報担当～e-mail: kagawa@ayauta.net

・ 清水広報委員会事務担当～e-mail: jyoshin011@gmail.com

・ 宮後事務局長～e-mail: hiro385hiro@yahoo.co.jp

(広報担当者は可能な限り、情報収集・提供活動を行うこと)

⑥情報連絡網の整備と活用

昨年度整備した組織表を活用して、連絡体制の強化を図ります。

また、各ブロック・県の総会資料を提供頂くと共に、各種の活動を事務局や広報担当に情報提供をし、可能であればホームページに掲載して周知します。

各県の会員名簿を作成し、ブロック・各県・各会員との情報交流を緊密にして、組織に活力を生み出すよう努めます。

3) 全日本アド連 事業への参加

- ① 総会 令和元年6月23(日)・24日(月) 広島県福山市
- ② 理事会の開催～年4回開催
- ③ 役員会の開催～必要に応じて開催
- ④ 専門委員会の開催
- ⑤ 事務局会議の開催～各ブロック事務局長と各専門委員会事務担当との合同会議開催
- ⑥ 活動事例集作成委員会・編集委員会の開催 平成31年4月15日(月)オリセン
- ⑦ 全日本アドバイザー養成講座への参加 令和2年2月14～16日(金～日)オリセン
・認定審査委員会の開催 平成31年4月14日(日)オリセン
- ⑧ その他～各ブロック総会・研修会、各都道府県総会・研修会への役員派遣。
上記会議・研修会に活動事例発表の機会を創るよう奨励する。
各ブロックは、ブロック内の各県事務局との会議開催に努める。

4) 青少年健全育成基本法の制定要求運動の継続

- ・連携できる関係団体を探し、連携した運動の展開を検討する。
- ・各都道府県アド連は、所属都道府県選出の衆参国会議員に要望書を持参又は郵送する。
- ・各アドバイザーはハガキによる要望活動を実施する。
- ・可能な都道府県アド協は、都道府県・市区町村議会への「基本法制定要望書提出を求める陳情書の提出」を行う

5) 各県・ブロック研修会への講師・指導者の受け入れ

青少年育成運動のより活性化を図る為、全日本アド連執行部の派遣要請を行います。
その為、総会や研修会、要請講座を始めアドの集まる機会に気軽に会長・事務局に要請します。

「ネット被害から子供を守る運動」として、出前紙芝居による啓発活動を行う為、可能な限り開催希望の所に指導者を派遣し、実技並びに指導を行います。

6) 表彰者の推薦を行う

本会及び加盟団体の発展に寄与した個人を各加盟都道府県1名程度、総会において表彰します。又、(社)日本善行会の個人表彰(成人)の推薦を行います。

7) 内閣府など関係機関事業への積極的参加

①中央研修会

令和元年11月 未定 国立オリンピック記念青少年総合センター

②中国・四国ブロック研修会

令和元年10月5日(金) (松江市) 島根県民会館

③その他、関係事業への参加

・青年リーダー研修会(各県1名枠有り) 令和2年1月 国立オリセン

平成31（令和元）年度鳥取県青少年育成アドバイザー協議会 事業実施計画（案）

事業名	実施時期	実施場所	事業内容
○役員会・監査会	4/29（月）	倉吉体育文化会館	平成31(R元) 年度総会について
○総会	5/26（日）	倉吉体育文化会館	平成30年度事業報告・決算 平成31（R元）年度事業計画・予算
○青少年育成県民会議総会	5/24（金）	とりぎん文化会館	平成30年度事業報告・決算 平成31(R元) 年度事業計画・予算
■中四国青少年育成アドバイザー連合会総会	6/22（土）	広島・福山市	平成30年度事業報告・決算 平成31（R元）年度事業計画・予算
△全日本青少年育成アドバイザー連合会総会	6/23（日） ～24（月）	広島県福山市	総会と研修会
○第1回研修会	8/24（土）	倉吉体育文化会館	講演等
■中四国青少年育成アドバイザー研究集会	9/7（土） ～8（日）	徳島県伊賀町	実践発表、講演会等
○第2回研修会（青少年育成推進指導員研修会と合同）	11月	中部	講演等
○第3回研修会	12/7（土）	倉吉体育文化会館	講演・演習等
▲全日本アドバイザー養成講座	2/14（金） ～16（日）	東京・オリンピックセンター	講義・演習
○アドバイザー通信	随時		会員の意見、研修報告等
○HP更新	随時		

* その他、会長は、中四国・全日本各役員会等に出席予定。

* 記号は以下の通り ○鳥取県 ■中四国 △全日本

子どもが伸びるチャンスを活かそう

鳥取県青少年育成アドバイザー養成講習会（案）

【令和元年 入門コース募集要項】

1 【主旨】

今日、少子・高齢化、高度情報通信化、経済のグローバル化、格差の増大など目立ち始め、貧困の連鎖も明らかになり、家庭生活や地域コミュニティが大きく変化しています。この影響を受けて、青少年においても、親子関係の希薄化、社会性や人間関係づくりの未熟化、規範意識の低下、問題行動の多様化、そして、いじめや虐待、ネット被害の増加、ニート・引きこもりなど自立できない若者など様々な問題が生じています。そこで、青少年の心身の発達過程を理解し、その健やかな成長と自立を支援するための専門的な知識や技術を学び、地域における日常的な各種青少年育成活動の中核となる指導者を養成します。

2 【期日】

第1回 令和元年 8月24日（土）13：00-17：00

第2回 令和元年 12月7日（土）13：00-17：00

3 【会場】

県立倉吉体育文化会館（倉吉市山根 529-2 ☎0858-26-4441）

4 【対象者】

- ①青少年の育成指導・教育・支援等、幅広く青少年に関わる活動をしている人
- ②青少年指導者としての基礎知識や今日の青少年の理解する手がかりを学びたい人
- ③住んでいる地域をいきいきとさせる手がかりや相談・助言について学びたい人

5 【募集定員】 () 名

6 【参加料】 () 円

7 【主催】 鳥取県青少年育成アドバイザー協議会

【後援】 全日本青少年アドバイザー連合会
青少年育成鳥取県民会議

8 【申込方法】

住所・氏名・年齢・連絡先を記載し FAX か Eメールにて申込み下さい。

FAX 0858-35-4481 新川裕二 事務局長 あて

Eメール

9 【講習会問合せ先】

鳥取県青少年育成アドバイザー協議会

あて



10 【講義内容・講師】

【1日目】

時間	内容	講師
開校式 13：30-13：40	主催者あいさつ	県庁 会長
講義① 13：45-14：45	「青少年育成運動の必要性」	山本邦彦 会長

講義②14：55-15：55	「青少年育成アドバイザーの役割」	西上さん
講義③と演習16：00-17：00	「青少年の発達段階と思春期の特徴」	芳村さん、植嶋さん
情報交換会17：30-19：30	「実践交流と悩み相談」	新川・東さん

【2日目】

時間	内容	講師
講義④ 13：30-14：30	「困難を抱える子どもと関わって」	万木さん
講義⑤14：40-15：40	青少年育成の醍醐味とは	清水さん、松原さん
講義⑥と演習15：50-16：50	「相談・助言の基本」	西浦さん 竹本さん
閉校式 16：50-17：00	終了証書授与	会長
情報交換会17：30-19：30	「これからの夢を語る」	新川・東さん

1 1 【青少年育成アドバイザーの認定等】

- ・入門コースを修了した方は、鳥取県青少年育成アドバイザー協議会会員となることができる。
- ・青少年育成アドバイザーになるには、全日本青少年アドバイザー連合会の主催する全日本コース（令和2年2月14日（金）～16日（日））に参加修了し、認定を受けることが必須です。
- ・青少年育成アドバイザーの認定を受けるには、講習受講と別途認定料が必要です。

1 2 【その他】

- ・この講習会は、全日本青少年育成アドバイザー連合会・青少年育成アドバイザー養成事業の入門コースとして認定されています。
- ・この講座は、青少年育成アドバイザーのフォローアップ研修を兼ねています。

青少年育成アドバイザーは、専門的知識及び経験を有する青少年育成指導者で、内閣府管轄（旧）社団法人・青少年育成国民会議が昭和53年から平成20年まで行った「青少年指導者のための通信教育」で一定の課程を経て認定された方々で、全国に4,037名ほどの方々が認定され、全国各地で青少年健全育成や多様な地域活動に参画しています。

* 全日本青少年育成アドバイザー連合会は、都道府県青少年育成アドバイザー協議会をまとめる全国組織で、平成9年9月に発足し、現在会員数は、1,300名、事業として青少年育成課題の全国研修会や青少年育成アドバイザー養成を行っています。養成講座修了生186名（平成30年度末現在）

平成31(令和元)年度 鳥取県青少年育成アドバイザー協議会 予算書(第

収入の部

単位:円

科目	H31年度予算額	H30年度予算額	増減額	備考
繰越金	20,016	29,516	△9,500	
会費	48,000	42,000	6,000	3,000 x 16名
助成金	25,000	45,000	△20,000	助成金減額
雑収入	0	0	0	
計	93,016	116,516	△23,500	

支出の部

単位:円

科目	H31年度予算額	H30年度予算額	増減額	備考
謝金	10,000	10,000	0	研修会講師謝金等
旅費	30,000	60,000	△30,000	他県での研修旅費補助
庁費 小計	21,000	25,000	△4,000	
消耗品費	0	0	0	
印刷製本費	4,000	5,000	△1,000	アドバイザー通信印刷等
通信運搬費	5,000	5,000	0	「アドバイザー通信」送料、例会案内
借料損料	8,000	10,000	△2,000	例会会場費
会議費	4,000	5,000	△1,000	会議・お茶代
負担金	15,000	13,000	2,000	全国、中・四国、県民会議 年会費
予備費	17,016	8,516	8,500	
計	93,016	116,516	△23,500	

第3号議案

鳥取県青少年育成アドバイザー協議会 規約 (改正案)

(名称及び事務局)

第1条 この会は、鳥取県青少年育成アドバイザー協議会という。

2 この会の事務局は、事務局長宅に置く。

(目的)

第2条 この会は、次のことを目的とする。

- (1) 地域の青少年健全育成活動に対する支援
- (2) 会員の資質の向上と、活動の場の拡大
- (3) 会員相互の情報交換と親睦
- (4) 青少年育成アドバイザーの地位の確立と向上

(事業)

第3条 この会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 会員の研修に関する事業
- (2) 情報交換及び交流に関する事業
- (3) 会報の発行
- (4) その他、この会の目的達成のために必要な事業

(会員)

第4条 この会は、次の者を会員とする。

- (1) 旧(社)青少年育成国民会議から認定された「青少年育成アドバイザー」
- (2) 国民会議が実施する「青少年指導者のための通信教育」の受講生
全日本青少年育成アドバイザー連合会から認定された「青少年育成アドバイザー」
- (3) 青少年育成に尽力し、本会の主旨に賛同する者(顧問・特別会員)

2 この会を退会しようとする者は、その意思を会長に申し出する。

(役員及び役員会)

第5条 この会に、次の役員を置く。

- (1) 会長1名
- (2) 副会長2名
- (3) 広報担当・HP担当 各1名

- ~~-(3)-~~ (4) 事務局長 1 名
- ~~-(4)-~~ (5) 幹事 1 名
- ~~-(5)-~~ 監事 1 名 (6) 監事 2 名
- ~~-(6)-~~ 監事 1 名

2 役員会は必要に応じて会長が招集する。

(顧問及び特別会員)

第 6 条 この会に顧問及び特別会員を置くことができる。

(役員を選任)

第 7 条 役員は総会で選出し、任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。

(総会)

第 8 条 総会は、年 1 回会長が招集する。ただし、役員会の要請があれば、会長はこれを招集しなければならない。

2 総会は、次の事項を審議決定する。

- (1) 事業計画と予算に関する事項
- (2) 事業報告と決算に関する事項
- (3) 役員を選出
- (4) 規約の改廃に関する事項
- (5) その他、重要事項

(会計)

第 9 条 この会の経費は、次の収入をもって充てる。

- (1) 会費
- (2) 助成金
- (3) その他の収入

2 会費の額については、総会で決定する。

第 10 条 この会の会計年度は 4 月 1 日に始まり 3 月 31 日で終わる。

付則

この規約は、平成 6 年 4 月 9 日から施行する。

令和元年 5 月 日 から施行する。

第4号議案

役員改選

役職	旧役員 (H29. 4. 1~H31. 3. 31)	新役員 (H31. 4. 1~R3. 3. 31)
会長	山本邦彦	西浦公子
副会長	西浦公子	西上洋治
副会長	万木秋弘	∴
広報担当	芳村恵子	植山島
HP担当	清水成真	∴
監事	西上洋治	菅村
監事	井上廉女	∴
事務局長	新川裕二	∴
幹事	東邦子	∴
顧問	山本邦彦	